**平成２１年（フ）第２５２号**
岐阜県安八郡神戸町大字神戸805番地の４
債務者　山田　尚範
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２１年（フ）第１５８０号**
埼玉県北葛飾郡鷲宮町桜田１丁目４番１―610
債務者　生出　博美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８００号**
さいたま市見沼区大字蓮沼1147番地　タバタハイツ203号
債務者　進藤　正一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７３９号**
大阪府柏原市玉手町21番２―302号、旧事業所大阪府藤井寺市岡２―１―53　岡本ハイツ２Ｆ
債務者　スクールＩＥ藤井寺校こと　山田　巌
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第４１８号**
堺市南区栂183番地２
債務者　山口　修三
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１６９９号**
大阪府門真市舟田町55番４号
債務者　石神　宏**教**
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１９１５号**
堺市東区北野田141番地
債務者　森浦智恵子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２０年（フ）第６４９号**
東京都江戸川区北小岩８丁目２番21号、破産申立時の住所大阪府柏原市玉手町24番５―108号
債務者　桑原ひとみ（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２０年（フ）第７４２号**
大阪府松原市天美我堂７丁目496番地の１Ａ棟101号
債務者　鼻町　成章
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２０年（フ）第１０４８号**
大阪府松原市一津屋１丁目６番10号
債務者　妹尾　朋子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第２２号**
大阪府羽曳野市古市1394番地87棟497号
債務者　井上さき子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１０７５号**
堺市中区深井東町349番地11
債務者　前嶋　悦子（旧姓吉宮・上垣内）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１５２５号**
大阪府柏原市平野１丁目７番12号　田中住宅
債務者　小林百合子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１５３８号**
堺市中区堀上町1082番地　クラウンセゾン深井308号
債務者　佐藤まゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１６２２号**
堺市中区深井畑山町2500番１　スペリオシティ泉北深井２番館501号室、住民票上の住所大阪府富田林市須賀１丁目９番21号
債務者　松本　祐典
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１６３６号**
大阪府河内長野市木戸１丁目37番１―202号
債務者　井上慶一郎
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１６６８号**
大阪府松原市天美北２丁目21番１号
債務者　杉政　幸夫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係